

県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条 第一項第六号に規定する者を定める規則

- 1 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(以下「条例」という。)第三条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 条例第三条第一項第一号から第三号までに規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、同項第二号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 二 外国の学校において、条例第三条第一項第一号から第四号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 三 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。）第十四条第三号の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
 - 四 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - 五 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- 2 一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道についての前項の規定の適用については、同項第一号中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六月以上」と、同項第二号中「年数以上」とあるのは「年数の二分の一以上」と、同項第四号中「一年以上」とあるのは「六月以上」と、同項第五号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成十三年三月三十日前に水道法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第九十九号）による改正前の省令第十四条第三号（同令第五十四条において準用する場合を含む。）に規定する講習を修了している者については、本則第一項第三号に規定する者とみなす。
- 3 平成十六年三月三十一日前に水道法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第三十六号）による改正前の省令第十四条第三号の指定を受けている者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、本則第一項第三号に規定する者とみなす。
- 4 平成三十一年四月一日前に行われた技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、本則第一項第四号の規定の適用については、同条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
- 5 令和六年四月一日前に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和六年厚生労働省令第六十五号）第三条の規定による改正前の省令第十四条第三号に規定する登録講習を修了している者については、本則第一項第三号に規定する者とみなす。